

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 宮城県石巻市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	全職員 85.9% (医師を除く職員 90.5%)
任期の定めのない常勤職員以外の職員	全職員 87.3% (医師を除く職員 93.9%)
全職員	全職員 75.3% (医師を除く職員 79.8%)

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	全職員 88.9% (医師を除く職員 100.4%)
本庁課長相当職	全職員 90.1% (医師を除く職員 95.2%)
本庁課長補佐相当職	全職員 95.2% (医師を除く職員 95.7%)
本庁係長相当職	全職員 97.3% (医師を除く職員 97.3%)

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	全職員 97.5% (医師を除く職員 97.5%)
31～35年	全職員 96.8% (医師を除く職員 97.5%)
26～30年	全職員 95.1% (医師を除く職員 95.1%)
21～25年	全職員 89.9% (医師を除く職員 92.4%)
16～20年	全職員 94.0% (医師を除く職員 96.6%)
11～15年	全職員 81.5% (医師を除く職員 92.3%)
6～10年	全職員 87.5% (医師を除く職員 95.0%)
1～5年	全職員 68.8% (医師を除く職員 85.0%)

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
 * 算出に用いる職員数について、短時間勤務職員（会計年度任用職員を含む。）は、常勤職員の所定の勤務時間（週38時間45分）を基礎に勤務時間による按分によって算出している。
 【(例) 短時間勤務職員（週31時間勤務）の場合：4/5（0.8）人】

【説明欄】

- ① 相対的に給与水準の高い医師について、男性が85.9%を占めており、男女の給与の差異に与える影響が大きいため、「全職員」と「医師を除く職員」に分けて記載しています。
- ② 相対的に給与水準の低い会計年度任用職員のうち、83.5%（医師を除いた場合は83.7%）が女性であり、全体として男女の給与の差異が大きくなっています。なお、令和6年度から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が開始され、会計年度任用職員の給与水準が高まったことにより、男女の給与の差異への影響は小さくなっています。
- ③ 扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当総額に占める男性の割合は75.5%、住居手当総額に占める男性の割合は58.0%となっています。
- ④ 男性の時間外勤務時間が多く、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は73.9%となっており、前記③とともに、全体として男性の給与額を引き上げる要因の1つとなっています。
- ⑤ 任期の定めのない常勤職員における勤続年数について、勤続年数が少ない区分で差異が大きくなっていますが、相対的に給与水準の高い医師について男性職員が占める割合が高いほか、本市職員としての勤続年数が短い職員のうち、採用前の他機関での経験年数を考慮した給与決定がなされている男性職員の割合が高いため、それ以外の勤続年数区分と比較して男女の給与の差異が大きくなっています。